



山形県公報

平成24年1月6日(金)
第2306号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則……………(市町村課) ……2

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……3
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 同……………(同) ……4
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る  
事業所の名称の変更……………(同) ……同
- 指定管理者の指定……………(観光交流課) ……同
- 同……………(経済交流課) ……5
- 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の公表……………(生産技術課) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(庄内総合支庁農村計画課) ……8
- 指定管理者の指定……………(森林課) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(置賜総合支庁建設総務課) ……9
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(用地課) ……10
- 公共測量の実施の通知……………(同) ……同
- 指定管理者の指定……………(都市計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……11
- 同……………(空港港湾課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(建築住宅課) ……12
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 教育委員会関係

### 規 則

○学校教育法施行細則の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……13
- 一般競争入札の公告……………(中央病院) ……14

## 規 則

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第1号

#### 山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県市町村振興資金貸付規則（昭和38年7月県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、土地開発公社経営改善支援事業及び学校耐震化緊急支援事業」を「及び学校耐震化等緊急支援事業」に改め、同条第2項中「、土地開発公社経営改善支援事業又は学校耐震化緊急支援事業」を「又は学校耐震化等緊急支援事業」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項の「学校耐震化等緊急支援事業」とは、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第12条第2項に規定する施設整備計画に基づいて実施される事業のうち、公立の幼稚園、小学校又は中学校に係る次に掲げるものをいう。

- (1) 構造上危険な状態にある校舎又は屋内運動場の改築（幼稚園に係るものを除く。）
- (2) 教育を行うのに著しく不適当な校舎（幼稚園にあつては、園舎。以下同じ。）又は屋内運動場の改築
- (3) 校舎又は屋内運動場の補強

第2条第6項を削る。

第4条第1項第1号イ中「又は同条第5項の土地開発公社経営改善支援事業」を削り、同号ロ中「又は同条第4項の財政運営早期是正支援事業」を「、同条第4項の財政運営早期是正支援事業又は同条第5項の学校耐震化等緊急支援事業」に改め、同号ハを削り、同項第2号ロ中「、第5項及び第6項」を「及び第5項」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の山形県市町村振興資金貸付規則に基づいて既に貸付けしている資金については、なお従前の例による。

## 告 示

### 山形県告示第1号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.65パーセント」を「年0.70パーセント」に、「年0.45パーセント」を「年0.50パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成23年12月9日から適用する。
- 2 平成23年12月9日前に借入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地         | 指定年月日      |
|--------------|--------------------|------------|
| さがえ整形外科クリニック | 山形市あこや町二丁目2番23号    | 平成23. 8. 1 |
| やまがたアイ薬局     | 東置賜郡高島町大字福沢596番地の4 | 同 12. 1    |

### 山形県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称                 | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地       | 指定年月日       |
|---------------------------|--------------------------------|------------------|-------------|
| 小規模多機能型居宅介護支援事業所 多機能さくら鶴岡 | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 鶴岡市西新斎町3番10号     | 平成23. 11. 1 |
| 鶴岡ひまわり薬局                  | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与           | 鶴岡市日枝字海老島161番地の2 | 同 12. 1     |
| ウェルハウス桜田                  | 通所介護                           | 山形市桜田西三丁目6番12号   | 同 12. 16    |

### 山形県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の名称  | 開設者  | 指定施術機関の所在地            | 指定年月日        |
|------------|------|-----------------------|--------------|
| ぬかのめ接骨院    | 柴田大助 | 東置賜郡高島町大字糠野目2410番地の12 | 平成23. 10. 28 |
| セラピーハウス 大内 | 大内和子 | 東置賜郡高島町福沢289番地の1      | 同 11. 29     |
| ムラタ接骨院     | 村田道子 | 山形市鳥居ヶ丘10番10号         | 同 12. 1      |

### 山形県告示第5号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                | 障害福祉サービスの種類          | 指定年月日     |
|---------------------------------|----------------------------|----------------------|-----------|
| 株式会社 託人会<br>東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4   | 就労施設みなみ<br>東田川郡庄内町南野字西野8番1 | 自立訓練（生活訓練）<br>就労移行支援 | 平成23.12.9 |
| 特定非営利活動法人やすらぎの会<br>鶴岡市西新斎町21番8号 | 多機能型事業所日本海<br>酒田市泉町11番18号  | 自立訓練（生活訓練）           | 同 12.16   |

## 山形県告示第6号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日     |
|---------------------------------|----------------------------|-------------|-----|-----------|
| 株式会社 託人会<br>東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4   | 就労施設みなみ<br>東田川郡庄内町南野字西野8番1 | 就労継続支援B型    | 10名 | 平成23.12.9 |
| 特定非営利活動法人やすらぎの会<br>鶴岡市西新斎町21番8号 | 多機能型事業所日本海<br>酒田市泉町11番18号  | 生活介護        | 6名  | 同 12.16   |

## 山形県告示第7号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地  |          | 障害福祉サービスの種類    | 変更年月日     |
|------------------------------|--------------|----------|----------------|-----------|
|                              | 変更前          | 変更後      |                |           |
| 株式会社ひまわり<br>鶴岡市稲生一丁目3番5号     | 株式会社ひまわり     | 訪問介護ひまわり | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 平成23.10.1 |
|                              | 鶴岡市稲生一丁目3番5号 |          |                |           |

## 山形県告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県国民宿舎竜山荘の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公の施設の名称 山形県国民宿舎竜山荘
- 指定した団体 山形市香澄町一丁目10番1号  
株式会社山形インコーポレーション
- 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県国際交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県国際交流センター
- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目1番1号  
財団法人山形県国際交流協会
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第10号**

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項の規定により、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し、平成26年度を目標とする基本計画を次のとおり定めた。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

栽培漁業が沿岸資源の維持・回復に寄与していくため、これまでの放流種苗の直接的な回収に加えて、適地放流や稚魚段階での混獲の抑制等により、放流種苗の生残率の向上に努め、放流魚による親魚群の形成と再生産能力の強化による「資源造成型栽培漁業」の推進が求められている。

このような中、県は、農林水産業振興計画等との調和を図りながら資源管理型漁業の推進、漁港漁場等の水産基盤の整備、藻場等環境生態系の保全活動及び栽培漁業を連携して推進することにより、本県海域における水産資源の維持・回復を促進して、漁家経営の安定に資するため、この基本計画を定め、つくり育てる漁業の中核をなす施策である栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するものとする。

**1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針**

- (1) 栽培対象種の選定に当たっては、社会経済的な要請、生態系への配慮、資源評価、漁獲実態、技術開発の進捗状況等から、種苗放流の適否をあらかじめ検討するとともに、種苗生産・育成施設の能力、資源回復計画、生息環境の変化、地域の実情等を考慮し、重点化して技術開発を行うものとする。
- (2) 放流種苗の生産に当たっては、本県海域の特性、経済性、遺伝的多様性及び栽培漁業センターの能力を勘案しつつ、天然発生個体の形質に近く自然環境への適応能力を有する良質な種苗の重点的かつ効率的な生産に努めるものとする。
- (3) 種苗の放流に当たっては、水産動物の育成に適する時期及び場所において、適切な大きさのものを資源状態に応じた適正数量で継続的に行うとともに、漁港漁場整備事業等の放流の場づくりの施策との連携に留意し、放流効果の発現に努めるものとする。また、放流後の適切な大きさまでの育成及び合理的な漁獲が放流効果の向上にとって重要であるため、放流種苗及び天然種苗の育成及び管理について、関係漁業者をはじめ、他の漁業者及び遊漁者との話し合いを促進して、放流資源の適切な利用方法等の普及に努めるものとする。
- (4) 水産動物の種苗の放流及び育成を行うに当たっては、沿岸における漁業の操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等について十分配慮するものとする。
- (5) 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に当たっては、漁業者、遊漁者等の受益者による適切な費用負担が確保されるよう努めるとともに、国、地方公共団体等の施策による支援を確保するものとする。

**2 その種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類**

本県の区域に属する水面におけるその種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、次のとおりとする。

魚 類 ひらめ及びくろだい

貝 類 えぞあわび

**3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標**

平成26年度において、その種苗の生産及び放流並びにその育成を推進することが適当な水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び放流時の全長（殻長）は、次のとおりとする。

魚 類 ひらめ 150千尾（全長 70mm）

くろだい 20千尾（全長 40mm）

貝 類 えぞあわび 250千個（殻長 30mm）

なお、平成26年度の本県における種苗生産数量は、次のとおりと見込まれる。

- 魚 類 ひらめ 160千尾（全長 40mm）
- くろだい 20千尾（全長 40mm）
- 貝 類 えぞあわび 350千個（殻長 30mm）

なお、放流数量の目標は設定しないが、とらふぐやかれい類等これまで取り組まれていない魚種の栽培漁業化の可能性を探るものとする。

4 放流効果実証事業に関する事項

- (1) 放流効果実証事業の対象とすべき水産動物の種類
  - 魚 類 ひらめ
- (2) 放流効果実証事業に関する指標

| 区 分                    | 事 業 に 関 す る 指 標                                                                               |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 放 流 尾 数                | 150千尾（以上）                                                                                     |
| 放 流 時 期                | 7月                                                                                            |
| 放流時の大きさ                | 全長70mm以上                                                                                      |
| 放流ひらめの成長の助長に関する協力の要請内容 | 全長300mm以下の採捕の自粛                                                                               |
| 経済効果の測定に関する事項          | 市場調査等により、放流魚に存在する無眼側色素異常の個体の発見に努めるとともに、混獲率、回収率等経済効果の把握に努めるものとする。                              |
| 経済効果の啓発普及              | 庄内総合支庁産業経済部水産課及び水産試験場との連携のもとに、関係漁業者、遊漁者に対してパンフレットの配布、放流効果の説明会等を実施する。                          |
| そ の 他                  | 1 沿岸漁場の総合的利用の見地から見て妥当な海域で事業が実施されること。<br>2 当該事業に係る放流場所では、特定水産動物育成事業が実施されておらず、また、実施される見込みがないこと。 |

5 特定水産動物育成事業に関する事項

放流効果実証事業等で放流効果の程度や範囲が明らかとなった魚種については、放流資源の受益者による適切な費用負担による栽培漁業の継続実施を促進するとともに、必要に応じて特定水産動物育成事業における育成水面制度を活用し放流関係経費の確保に努める。

6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

(1) 種苗生産の技術水準の目標

イ 山形県栽培漁業センターの水槽容量1立方メートル当たり又は水槽床面積1平方メートル当たりの種苗生産水準の目標

- ひらめ 1,000尾/m<sup>2</sup>（全長 40mm）種苗生産回数 1回/年
- くろだい 500尾/m<sup>2</sup>（全長 40mm）種苗生産回数 1回/年
- えぞあわび 2,100個/m<sup>2</sup>（殻長 30mm）種苗生産回数 2回/年

ロ 山形県漁業協同組合等の中間育成施設の水槽床面積1平方メートル当たりの中間育成水準の目標

- ひらめ 500尾/m<sup>2</sup>（全長 70mm）中間育成回数 1回/年

(2) 水産動物ごとの解決すべき技術開発上の問題点

イ ひらめ

- (イ) 健苗放流のための取り揚げ・輸送・放流方法の改善
- (ロ) 適期放流に向けた中間育成技術の改善
- (ハ) 環境収容力、適正放流量及び放流適地の検討

(ニ) 放流効果及び経済効果の向上及び安定

ロ くろだい

- (イ) 適正な放流技術の開発

ハ えぞあわび

- (イ) 環境収容力を考慮した適正放流量の把握
  - (ロ) 放流後の育成管理技術の確立
  - (ハ) 自県産天然あわびへの母貝転換
  - ニ イからハマまでに共通する事項
    - (イ) 生産コストの低減
    - (ロ) 種苗の質の評価方法の検討と健苗育成技術の確立
    - (ハ) 良質な生物餌料の安定生産技術の確立
- (3) 技術開発水準の到達すべき段階

| 魚種 \ 項目 | 基準年における平均的技術開発段階 | 目標年における技術開発段階 |
|---------|------------------|---------------|
| ひらめ     | D                | E             |
| くろだい    | C                | D             |
| えぞあわび   | E                | F             |
| とらふぐ    | —                | A             |

(注) 技術開発段階の分類は、次のとおりとする。

| 段階 | 時 期           | 状 態                                                            |
|----|---------------|----------------------------------------------------------------|
| A  | 新 技 術 開 発 期   | 種苗生産の基礎技術開発を行う。                                                |
| B  | 量 産 技 術 開 発 期 | 種苗生産の可能な種について、種苗の量産技術の開発を行う。                                   |
| C  | 放 流 技 術 開 発 期 | 種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で最も適した時期、場所、サイズ及び手法の検討を行う。        |
| D  | 事 業 化 検 討 期   | 対象種の資源量及び加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに受益の範囲と程度を把握する。             |
| E  | 事 業 化 実 証 期   | 種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の軽減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。 |
| F  | 事 業 実 施 期     | 持続的な栽培漁業が成立する。                                                 |

7 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項

- (1) 放流後の種苗及び天然種苗の保護育成を図るため、必要に応じて関係漁業及び遊漁の自粛等による放流場の保護対策を行うほか、小型魚の保護等の資源管理を促進するものとする。
- (2) 放流効果の継続的な調査を実施し、経済的な効果が得られる栽培漁業の実現に努めるものとする。
- (3) 放流後の育成、分布及び採捕状況を調査するため、放流種苗にはできるだけ標識を付して放流することとする。ただし、標識を施すことにより種苗の健苗性を損なう場合は、この限りではない。なお、必要に応じ、遊漁者による放流魚の採捕量の把握に努めるものとする。
- (4) 調査については、県、市町、漁業協同組合及び関係機関が協調して行うものとし、調査の結果は、栽培漁業推進検討会に報告するものとする。

8 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

(1) 推進体制の整備

- イ 栽培漁業推進検討会を県、水産振興協会、市町、漁業協同組合等で構成し、当該構成機関の密接な連携を図るとともに、栽培漁業が経済効果を発揮できるように推進することで、栽培漁業の積極的展開に努めるものとする。また、栽培漁業の中核的役割を果たす水産振興協会を育成強化し、当該協会の機能の充実を図るものとする。
- ロ 複数の県に及ぶ魚種については、回遊生態及び資源の利用実態を把握した上で、関係県の間で種苗放流対象種の共同調査、種苗生産分担等の広域連携体制の確立に努めるものとする。
- ハ 広く県民一般へ栽培漁業並びに資源の育成及び管理の重要性について啓発及び普及を行い、理解及び認識

を促すものとし、水産動物の種類によっては遊漁のための積極的な種苗の生産及び放流を行うものとする。

ニ 種苗生産施設の老朽化が著しく、その生産能力を確保するため、施設の計画的な補修等に努めるものとする。

ホ 平成23年3月11日に発生した東北太平洋沖地震により、東北地方の被災3県（岩手県、宮城県及び福島県）の種苗生産施設は全壊し、平成23年6月現在、復旧の目処さえ立っていない状況にある。これら3県において必要としている種苗の生産及び供給を行うことで、栽培漁業の再開による水産業の復興を支援していくものとする。

(2) 放流に関するその他の事項

イ 生産した種苗は、必要に応じて中間育成をした後放流を行うものとする。

ロ 種苗の放流は、飼育水槽内における活発な状態をできるだけ損なわないよう丁寧に注意深く行うこととする。また、天然での自然減耗の防止を図る観点から、水産動物の種類ごとの育成及び保護に適した場所の選定を行い、必要に応じて、漁港漁場整備事業等で人工的な保護及び育成の場づくりを行うこととする。

### 山形県告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営赤川地区土地改良（維持管理）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営赤川地区土地改良（維持管理）事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所、酒田市役所、三川町役場

3 縦覧に供する期間

平成24年1月10日から同年2月7日まで

4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

### 山形県告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県源流の森の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公の施設の名称 山形県源流の森

2 指定した団体 山形市大字長谷堂字馬場2265番地  
財団法人山形県みどり推進機構

3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

### 山形県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年1月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路線名 泉田新庄線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長



| 区 間                     | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 新庄市北町347番から<br>同 360番まで | 旧    | 10.0メートル<br>}<br>10.0 | メートル<br>120 |
| 同 上                     | 新    | 13.0メートル<br>}<br>13.0 | 同 上         |

**山形県告示第14号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年1月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 121号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|-----------------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 米沢市大字入田沢字百子沢1616番63から<br>同 字立石沢1612番5まで | 旧    | 39.0メートル<br>}<br>6.0  | メートル<br>1,015 |
| 米沢市大字入田沢字百子沢1616番63から<br>同 1615番26まで    |      | 24.0メートル<br>}<br>14.0 | メートル<br>84    |
| 同 上                                     | 新    | 24.0メートル<br>}<br>14.0 | 同 上           |

**山形県告示第15号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年1月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 羽前水沢停車場由良線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|-----------------------------|------|-----------------------|------------|
| 鶴岡市由良二丁目2番69から<br>同 3番106まで | 旧    | 15.6メートル<br>}<br>10.8 | メートル<br>20 |
| 同 上                         | 新    | 16.6メートル<br>}<br>10.8 | 同 上        |

**山形県告示第16号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年1月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 羽前水沢停車場由良線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市由良二丁目2番69から  
同 3番106まで

- 3 供用開始の期日 平成24年1月6日
- 

#### 山形県告示第17号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形市、米沢市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、北村山郡大石田町、最上郡金山町、最上郡舟形町、最上郡真室川町、東置賜郡高畠町
  - 2 基本測量を実施した期間  
平成23年5月30日から同年11月30日まで
  - 3 作業の種類  
基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う高精度三次元測量）
- 

#### 山形県告示第18号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市上山添地域
  - 2 公共測量を実施する期間  
平成23年12月16日から平成24年1月30日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（一般県道板井川下山添線の整備に伴う道路台帳の作成）
- 

#### 山形県告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、弓張平公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 弓張平公園
  - 2 指定した団体 西村山郡西川町大字水沢2304番地  
西川町総合開発株式会社
  - 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 

#### 山形県告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、最上中央公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 最上中央公園
  - 2 指定した団体 新庄市沖の町10番37号  
新庄市
  - 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
-

**山形県告示第21号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク
- 2 指定した団体 寒河江市高田三丁目110番地の1  
みはらしの丘ミュージアムパーク管理運営企業体
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第22号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、米沢ヘリポートの指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 米沢ヘリポート
- 2 指定した団体 米沢市アルカディア一丁目808番地の17  
東北警備保障株式会社
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第23号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、第1酒田プレジャーボートスポット等の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 第1酒田プレジャーボートスポット  
第2酒田プレジャーボートスポット
- 2 指定した団体 酒田市大浜一丁目3番24号  
酒田小型船舶安全協会
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第24号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、加茂港緑地等の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 加茂港緑地  
加茂レインボービーチ
- 2 指定した団体 鶴岡市加茂字岩倉241番地3  
鶴岡市加茂地区自治振興会
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第25号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、鼠ヶ関マリーナの指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 鼠ヶ関マリーナ
- 2 指定した団体 鶴岡市馬場町9番25号  
鶴岡市

3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

### 山形県告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県県営住宅等の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県県営住宅  
山形県すまい情報センター
- 2 指定した団体 山形市桜田東四丁目9番23号  
株式会社西王不動産
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

### 山形県告示第27号

次の開発行為は、完了した。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成23年12月20日 指令村総建第5021号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西村山郡朝日町大字大谷字大谷1472番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
西村山郡朝日町大字宮宿1115番地  
朝日町長 鈴木浩幸

## 教育委員会関係

### 規 則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年1月6日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

### 山形県教育委員会規則第1号

#### 学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和32年5月県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「若しくは公立幼稚園の設置についての認可を受けようとする者又は」を「の設置についての認可を受けようとする者又は法第4条の2の規定により公立幼稚園を設置しようとする者若しくは」に、「第25条」を「第25条第1号」に、「市町村（その教育組合を含む。）立」を「公立」に改め、同項第2号中「市町村の組合」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）」に改め、同項第3号中「その組合」を「一部事務組合」に、「議決書の謄本」を「議決を証明する書類」に改める。

第2条の見出し中「認可申請又は」を削り、同条中「第23条第1号又は」を削り、「の規定」を「又は第26条第1項第2号の規定」に改め、「認可の申請又は」を削る。

第4条中「第23条第4号又は」を「第23条第1項第9号又は第23条第2項若しくは」に改める。

第5条第1項中「その組合」を「一部事務組合」に改める。

第8条中「第4条又は」を「第4条又は法第4条の2若しくは」に、「議決書の謄本」を「議決を証明する書類」に改める。

第9条中「、令第23条第5号」を削り、「第6号又は」を「令第23条第1項第9号又は法第4条の2、令第23条第2項、」に、「議決書の謄本」を「議決を証明する書類」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

**公 告**

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成24年5月6日まで縦覧に供する。

平成24年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ヤマザワ宮町店  
山形市宮町五丁目9番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄  
株式会社ヤマザワ薬品 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 山澤進
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成24年8月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,807平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 125台
  - (2) 駐輪場の収容台数 53台
  - (3) 荷さばき施設の面積 303平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 36立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 翌日の午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から翌日の午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
4か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成23年12月14日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年5月6日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、債務負担行為 山形県立中央病院清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年1月6日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階会議室2
- (2) 日時 平成24年2月16日（木） 午前10時00分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
債務負担行為 山形県立中央病院清掃業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成27年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- (6) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業の登録を受けていること。
- (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合していること。
- (8) 2の(1)の役務の履行に係る施設と同種の施設において、過去5年以内に当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって、当該役務の契約期間が平成24年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるとみなす。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課施設係 電話番号023(685)2660

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに3の(6)、(7)及び(8)に係る事項を証明する書類（以下「証明書等」という。）を平成24年2月1日（水）午後3時までに山形県立中央病院総務課施設係に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手續の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of building of Yamagata Prefectural Central Hospital
- (2) Time-limit for tender : 10:00 A.M. February 16, 2012
- (3) Contact point for the notice : General Affairs Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023-685-2660

平成24年1月6日印刷  
平成24年1月6日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056